

写

大監発0418第4号

令和4年4月18日

奈良県農業協同組合

五條・吉野地区統括部 代表者 殿

大淀労働基準監督署長

農業における労働災害防止対策の徹底について

労働基準行政の推進について、日頃から格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大淀労働基準監督署管内における農業の労働災害について、令和3年1月から12月までの間に休業4日以上死傷者数は8人発生しており、昨年同時期の11人と比較して3人の減少となっています。

しかしながら、今月、当署管内において、農業に従事する方がお亡くなりになる災害が発生しました。

このような現状に歯止めをかけるべく、別添資料を作成しましたので、関係会員事業者等に対する周知啓発、指導等をお願いします。

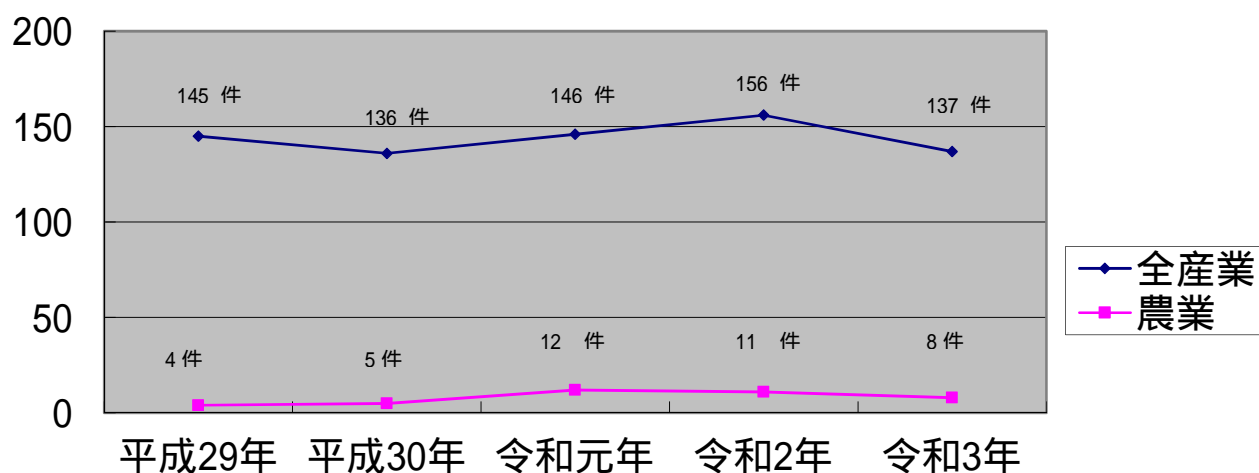
農業現場での労災事故を防ぐために！

大淀労働基準監督署

1 大淀署管内の労働災害発生状況

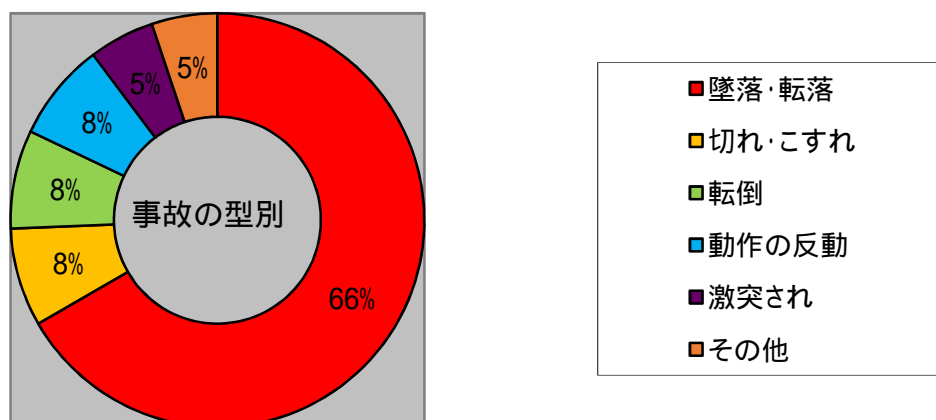
大淀署管内における令和3年の休業4日以上労働災害発生件数は、137件となり、前年より19件の減少となりました。

なお、農業における令和3年の労働災害発生件数は8件であり、令和2年より3件の減少となりました。



2 事故型別災害発生状況

平成29年から令和3年までの5年間の農業の事故型別の災害発生状況は、脚立やはしご使用中の「**墜落・転落**」が**66%**と最も高く、次いで「**切れ・こすれ**」、「**転倒**」及び「**動作の反動**」がいずれも**8%**と多くなっています。



3 直近の災害事例（休業見込み2ヶ月以上のものを抜粋）

（当該災害事例は、労働者だけでなく事業主の方が被災した災害も含まます）

	発生月	傷病名・ 休業見込み	発生状況
1	令和2年4月	肘関節靭帯損傷 3ヶ月	果樹の剪定作業中、脚立の足が滑り、脚立ごと転落したものの。
2	令和2年4月	手首骨折 3ヶ月	果樹の剪定作業中、脚立のバランスが崩れ、脚立から転落したものの。
3	令和2年5月	手首骨折 3ヶ月	果樹の剪定作業中、バランスを崩し、脚立から転落したものの。
4	令和2年5月	手首骨折 2ヶ月	果樹の剪定作業中、脚立のバランスが崩れ、脚立から転落したものの。
5	令和2年5月	手首骨折 2ヶ月	果樹の剪定作業中、脚立の足が滑り、脚立から転落したものの。
6	令和2年11月	足首骨折 3ヶ月	果樹の収穫作業中、脚立に上っていたが、靴が滑り転落したものの。
7	令和2年11月	上腕骨折 6ヶ月	果樹の収穫作業の際、脚立を降りようとした際、脚立のステップに足を滑らせ転落したものの。
8	令和3年10月	太もも打撲 2ヶ月	果樹の収穫作業の際、脚立から降りるとき、足を踏み外して斜面に転落したものの。
9	令和3年10月	肩腱板損傷 3ヶ月	果樹の収穫作業中、地面に落ちていた熟れた柿の果実を踏んで転倒したものの。
10	令和3年11月	足首骨折 6ヶ月	果樹の収穫作業中、地面に落ちていた熟れた柿の果実を踏んで転倒したものの。
11	令和4年4月	死亡	農園で、油圧ショベルが横転し、運転していた被災者が仰向けに倒れているのが発見されたもの。油圧ショベルごと転落したとみられる。

【手すり付き脚立(例)】

4 災害防止対策について

(1) 墜落・転落災害防止対策

脚立作業について

脚立の選択時のポイント

脚立の踏み面は、幅が広いものを選択する。
傾斜地での作業となるケースが多いので、
**各脚の長さが変えられるものを使用し、
補助足を取り付ける**など、安定な位置に設置する。
適切な高さの脚立を選択する。



脚立の使用時のポイント

天板には乗らない。必要に応じて、高い脚立に変更する。
開脚防止用チェーンをかける。
昇降時・作業時には物を持たない。
脚立から身を乗り出し、バランスを崩すケースが多いので、**脚立をこまめに動かして、直上、直下で作業**し、不安全な姿勢での作業を避ける。
「墜落時保護用」ヘルメットを着用し、あご紐を確実に締める。

必ず保護帽を着用!

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

An illustration of a male worker wearing a yellow safety helmet and a yellow long-sleeved shirt. He is adjusting the chin strap of the helmet. The helmet has a chin strap and a small label on the side.

【はしご足元安定金具】



(2) 転倒災害防止対策

除草や腐った果実を取り除いて、**作業通路の確保**を行う。
障害物や段差は、出来る限り取り除くか平坦に均し、危険個所をなくす。なお、除去ができない障害物や段差については、柵の設置や注意喚起表示を行う。
傾斜がきつい斜面には、昇降しやすい通路等を設ける。
作業靴は、作業現場に合ったものを選択し、**特に滑りやすい箇所での作業靴は、スパイク等の滑り止めが付いたものとする**。

(3) はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

機械を修理、点検、清掃する際には、確実に機械の運転を停止してから行う。

回転部分やベルト等ではさまれ・巻き込まれるおそれのある箇所には、手指が入らないようにカバーを取り付ける。

(4) チェーンソー、刈払機災害防止対策

安全衛生教育を実施する。チェーンソー特別教育、刈払機取扱作業
者安全衛生教育を受講する。

傾斜地での作業の際は、スパイク等の滑り止めが付いた作業靴を着用する。

作業中は、小石等の飛来物からの保護のために、ヘルメット、保護メガネの着用を行う。また、刃への接触防止のために、安全靴、下肢の切創防止用保護衣を着用する。

刈払機において、草の詰まり等の除去作業を行う際は、確実にエンジンを停止してから、除去作業を行う。エンジンを停止せずに除去作業を行い、指を切断する災害が多数発生しているので注意する。

作業開始前に、現場環境の確認を行い、草むらに切り株や構造物（排水溝）、大きな石等が無いか確認を行う。

(5) その他の災害防止対策

耕運機を後退、バックさせる際は、必ず振り返り、後方確認を行い障害物等が無いことを確認しながら移動させる。

耕運機は、固い土や石等でダッキングやキックバックを起こす可能性があるため、高速回転や最初から深く耕さないなど余裕を持った運転を心がける。

腰痛災害を防止するために、重量物を無理な姿勢で取り扱わないようにするとともに、台車等の適切な使用や無理に一人で作業を行うのではなく、複数人で対応を行うなど、作業方法の見直しを検討する。

熱中症予防のために、気象状況の確認、作業に適した服装の着用、こまめに水分・塩分の補給のための休憩の確保を行うとともに、作業は出来る限り二人以上の複数名で声を掛け合いながら行う。

この資料に関してご不明な点等ございましたら、
お気軽に大淀労働基準監督署監督・安衛課までお問い合わせください。

大淀労働基準監督署 監督・安衛課
奈良県吉野郡大淀町下淵 3 6 4 - 1
電話 (0 7 4 7) 5 2 - 0 2 6 1